補助金の交付までの流れ

申請者	君津市

①交付申請書の提出 →

◆補助対象外となる例

・すでに対象住宅の売買契約している
・すでに対象住宅の取得費用の一部を手付金として支払っている
・すでに対象住宅に住民票を異動している

← ②交付決定の通知

※交付申請日から2週間程度

◆交付決定の通知後に行うこと

・対象住宅の売買契約と取得費用の支払い
・子育て世帯リフォーム工事の契約と施工、工事費用の支払い（該当者のみ）
・対象住宅に係る所有権の移転登記
・対象住宅への住民票の異動

※交付申請の内容に変更が生じる場合（例：対象住宅の売買価格の変更や空き家リフォーム工事の内容変更など）は、必ず事前に市へ変更承認申請を行い、変更承認通知を受けください。手続きを怠った場合、補助金の交付はできません。変更承認申請が必要か判断に迷う場合は、市へご相談ください

◆完了実績報告書を提出する際の注意点

対象住宅の取得の日（子育て世帯リフォーム工事の該当者は、工事の完了の日）から３０日以内又は当該補助年度の２月末日のいずれか早い日までに提出してください。

③完了実績報告書の提出 →

← ④額の確定通知

※完了実績報告日から2週間程度

⑤補助金の請求 →

◆補助金を請求する際の注意点

額の確定通知を受けた日から14日以内に必ず請求書を提出してください。

← ⑥補助金の交付

君津市戸建て中古住宅取得補助金　令和７年４月時点